

酪農景観形成重点区域の届出対象行為

酪農景観形成重点区域の届出対象行為は、浜中町一般区域の基準を基本にしながら、部分的に厳しい制限の設定や必要項目を追加します。

行為の種類		酪農景観形成重点区域の届出対象行為	
建築物	新築又は移転	H:10m 又は A:2,000m ² を超えるもの	
	増築又は改築	※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合に対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築又は移転の届出が、必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設 又は 移転	さく、塀、擁壁等	浜中町一般区域と同様
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		風力発電設備	
		煙突等	
		電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		物見塔等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		彫刻、記念碑等	浜中町一般区域と同様
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	
	貯蔵・処理施設		
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	浜中町一般区域と同様	
	太陽電池発電設備		
	増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m ² 以下の場合に対象外	
修繕、模様替え	新設又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		浜中町一般区域と同様	
木竹の伐採		A : 50 m ² を超える樹林地・並木等の皆伐	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積